



新年のご挨拶

所長 弁護士 和田慎也

年が明けて、平成29年・西暦2017年になりました。

「29」「2017」、どちらの数字もまだ見慣れず、しかも素数ということで、見るたびに何となく違和感を抱いてしまいます。

しかも、私も今年「43」才を迎えます。これもまた素数です。

それがどうした！と言われそうですが、何となくすわりの悪さを感じています。皆様はいかがでしょう？

ちなみに、当事務所を開設した6年前、平成「23」年・西暦「2011」年も素数でした。しかも、その年私は「37」才。これもまた素数です。

素数とともに、事務所を開設した時の「素」志をもう一度思い返し、この1年頑張ろうと思います。

私は、毎年、年明けの仕事初めの日の朝に事務所に出ると、事務所内に設置しているお札を持って、1人で近くの大阪天満宮に詣でます。

お札を返した後、神社の社頭に立ち、丁寧に二礼・二拍手・一礼することになっています。冬の空気の冷たさと、神社のさわやかな雰囲気が、年末年始の休みで緩んだ私の気持ちのしわをピンと引っ張ってくれます。

そして、お願いごとではなく、「今年もお見守りください」と一言心で唱えようと、神様と相對しているような気分になり、自分が見られているという緊張感を味わうこともできます。

その後、新しいお札をいただき、事務所に戻ります。6年前の「素数の年」に事務所を開設して以来、毎年続けている私のささやかな慣習です。

次の「素数の年」はいつになるか分かりませんが(天皇陛下の生前退位に伴い、元号が近々変更される可能性がありますので…)、いつか来る(かもしれない)その年まで続けていこうと思います。

今回から弁護士持ち回りで弊事務所お気に入りのおいしいものをご紹介します。

弊事務所では必ず月一回の勉強会のあと弁護士みんなで食事に行くことになっています。

その中でもよく訪れるのが事務所の近くにある我が地魚屋台とつつあん(南森町店)！すでにご存知の方も多と思います。

屋台と言う名の通り、店の前には魚介類がたくさん並び、店員さんもみんな元気。新鮮なお刺身は安いものだと一皿 400 円くらい、てんぷらは伝票に自分で欲しいものを書いて注文しますが、揚げたてで衣がさくさくして美味しい！また特におすすめなのはアラ汁です。アラがたっぷり入って、ネギが多めで、時々無性に飲みたく(食べたく)なります！

私は、あまりに気に入って一時期毎週通っていました。

お近くを通られた際は是非お立ち寄りください。

弁護士 深水周子



預金口座照会に関する民事執行法改正について

弊事務所では、「取引先が売掛金を払わないため困っている」「元夫が養育費を払ってくれない」などといったご相談をよくお受けします。この場合、通常、確定判決等を得て「強制執行」という手段で回収を図ります。強制執行とは、裁判の判決や調停で認められた権利について国家が財産を差し押さえて換価し、債権者に配当する手続です。この強制執行については、近時、法改正の動きがあり、債権を回収したい人にとって朗報となるかもしれません。

強制執行の対象として実務上多いのは、給与債権や預金債権です。特に債務者の預金口座を特定し、預金債権を差し押さえることができれば、債権回収の可能性は一気に高まります。問題は「いかに債務者の預金口座を特定するか」です。

実務上、銀行名・支店名を特定しなければ差し押さえは認められず、弁護士会を通じた照会をかけても銀行が回答しません。そのため、せっかく勝訴判決を得ても回収ができない結果に終わることも多々ありました。

このような中、2015年ころから、東京、大阪などの弁護士会が特定のメガバンクと契約を締結し、一定条件のもと、弁護士会からの照会があれば、銀行が預金の有無や残高の照会に応じる動きが出始めています。2017年1月24日現在、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行が、確定判決や和解調書など債務の存在を確認できる文書を示して弁護士会を通じて照会することを条件に、預金の有無・残高の照会に応じる対応を明確にしており、3大メガバンクの対応がそろっています。

2016年11月からは、法制審議会において、支払い義務を果たさない債務者の預金口座情報について、裁判所が金融機関に回答させる制度を整備する方向で民事執行法の改正が議論されており、2018年度以降の法改正を目指す見込みです。養育費や賠償金の不払い防止が主目的ですが、売掛金、貸金なども広く対象になる見通しです。どのような制度になるのかは、今後の制度整備を待つほかありませんが、近い将来、「強制執行」がより実効性のある制度に生まれ変わり、弁護士がお手伝いできることも増えるかもしれません。



弁護士小山親戚の愛犬 あぐり君

困ったときは
いつでも相談してね！

